

# 目 次

はしがき

<b>第1章</b>	<b>身近な家族法</b> .....	1
1	家族法を楽しく理解してもらうために	1
2	家族法の位置づけ	5
3	第二次世界大戦前後の家族法	6
4	「身分」という言葉	9
<b>第2章</b>	<b>法律的な家族の関係：氏・戸籍</b> .....	12
1	家族法の取り扱う家族構成	12
2	「戸籍を持って来て下さい」	17
3	氏名の示すもの	19
4	身内のケンカですまない場合	21
<b>第3章</b>	<b>夫婦になるには：婚姻</b> .....	24
1	結婚します	24
2	婚姻の必要条件	26
3	婚姻の無効と取消し	32
<b>第4章</b>	<b>夫婦になったら：婚姻の効果</b> .....	38
1	夫婦になったことによる効果	38
2	婚姻による身分上の効果	38
3	婚姻による財産上の効果——夫婦財産制	45
<b>第5章</b>	<b>婚約指輪のゆくえ：内縁でもいいですか</b> .....	50
1	法律上の婚姻を取り巻く関係	50

2 婚 約	50
3 内 縁	54
<b>第6章 別れるとき：離婚</b>	62
1 別れの歴史	62
2 離婚の方法——話し合い	63
3 調停離婚・審判離婚	67
4 裁判離婚	68
<b>第7章 別れのあと：離婚の効果</b>	75
1 別れのあとに	75
2 離婚による身分上の効果	76
3 離婚による財産上の効果	77
4 子に関する効果	81
<b>第8章 親と私 私と子：親子</b>	88
1 親 と 子	88
2 嫡出子とは	89
3 非嫡出子とは	94
<b>第9章 血よりも濃い絆：養子</b>	101
1 養子制度	101
2 普通養子縁組とは	102
3 普通養子縁組の解消	107
4 特別養子縁組とは	110
<b>第10章 子どもを育てる責任：親権・後見</b>	116
1 親と子にある権利義務	116
2 親 権——親の義務と責任	116
3 後 見——父母に代わる存在	124

<b>第11章</b>	<b>一人ではない：扶養・生殖技術</b>	130
1	人として生まれ生活すること	130
2	扶養の必要性	131
3	新しい親子の関係——生殖補助医療と親子	135
<b>第12章</b>	<b>避けては通れない相続</b>	142
1	相続の開始	142
2	相続人——誰が相続するのか	144
3	相続欠格と廃除	148
4	相続分——誰がどれだけ相続するのか	150
<b>第13章</b>	<b>借金も財産ですか：財産と承認方法</b>	157
1	相続財産の内容——何を相続するのか	157
2	相続財産を分ける——分割	161
3	相続の承認と放棄	164
4	相続回復請求権とは	169
<b>第14章</b>	<b>遺言を考える：遺言と遺贈</b>	172
1	最終の意思決定	172
2	遺言の種類	174
3	遺言の執行と効力	180
4	遺贈とは何か	182
<b>第15章</b>	<b>残された者たちへ：遺留分</b>	186
1	遺留分	186
2	遺留分減殺請求権とは	190